

○ 個人情報保護制度の運用状況

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）における令和5年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 開示等請求の処理状況

請求者数は97人で、請求件数は341件だった。

表1 開示等請求状況

区 分	請求者数 (人)	件数 (件)
区民	79	310
区民以外	18	31
合 計	97	341

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況	件数 (件)
開示請求	333
全部開示	189
部分開示	118
不開示	1
不存在	15
取下げ	10
訂正請求	8
応じる	0
応じられない	8
合 計	341

※ 開示請求および訂正請求に関する審査請求が、各1件あり。

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数（件）
1週間までに決定したもの	11
2週間までに決定したもの	197
15日かかったもの	59
決定期間を延長したもの	64
取り下げられたもの	10
合計	341

2 個人情報ファイル等の保有状況

実施機関は、個人情報を保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録範囲等を登録している。令和6年3月現在の個人情報ファイルの保有数は、1,671ファイルである。

また、実施機関は、保有する個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人を超えている場合は、個人情報保護法第75条の規定に基づき、法令で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。令和6年3月末現在の個人情報ファイル簿の数は269件である。

3 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

令和6年3月末現在の個人情報を取り扱う委託の件数は526件、委託事業者が取り扱う個人情報ファイルの数は、674ファイルである。

4 個人情報ファイルの記録情報の目的外利用および目的外提供の状況

個人情報は、利用目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合などに限り、区の実施機関内部で他の目的に利用したり（目的外利用）、当該実施機関以外のものに提供したり（目的外提供）することができる。令和5年度の個人情報ファイルの目的外利用の回数は47,196回、目的外提供の回数は44,856回である。

5 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
国民健康保険に関する事務	国保年金課	令和5年11月6日

6 個人情報に係る事務処理ミス

令和5年度に発生した個人情報に係る事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表5 個人情報に係る事務処理ミス

	種 別	内 容	原 因	所 管
1	誤交付 (1)	【5年6月】 (委託事業者) パースデーサポート事業において、WEB カタログギフトサイトの ID・パスワードを再発行する際、別人の ID を交付 (1 名分)	交付時のダブルチェックが不十分であったため	健康推進課
2	誤送付 (2)	【5年4月】 1 歳児 1 年保育事業の利用者に納付書を送付する際、別人の納付書を送付 (1 名分)	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	保育課
3		【5年 11 月】 成年後見人の区長申立てに関する照会文書を送付する際、別人の照会文書を送付 (1 名分)	同上	光が丘総合福祉事務所
4	誤送信 (6)	【5年5月】 後援名義使用承認書等をスキャンデータ化する際、複合機の操作を誤り、外部にファクスで送信 (1 名分)	複合機の操作画面の確認が不十分であったため	子育て支援課
5		【5年6月】 (委託事業者) イベント参加者にメールを一斉送信する際、他のアドレスが見える状態で送信 (36 名分)	メール送信時のダブルチェックが不十分であったため	都市農業課
6		【5年7月】 産育休代替教員候補者にメールを一斉送信する際、他のアドレスが見える状態で送信 (15 名分)	同上	教育指導課
7		【5年 10 月】 (指定管理者) イベント申込者 2 名にメールを送信する際、他のアドレスが見える状態で送信 (1 名分)	同上	文化・生涯学習課
8		【5年 12 月】 道路維持補修業務において、依頼者に補修完了メールを送信する際、別人に送信 (1 名分)	同上	維持保全担当課
9		【6年 2 月】 (指定管理者) ボランティア応募者への返信メールを他の応募者に送信 (1 名分)	同上	みどり推進課

	種 別	内 容	原 因	所 管
10	紛失 (3)	【5年4月】 産婦・新生児等訪問指導において作成した訪問指導票を事務室内で紛失（1名分）	文書の管理体制が不十分であったため	豊玉保健相談所
11		【5年11月】 （委託事業者）学童クラブ入会申請書類を学童クラブ室内で紛失（2名分）	同上	子育て支援課
12		【6年1月】 公用携帯電話を一時紛失（翌日発見）	端末の管理が不十分であったため	道路公園課
13	誤廃棄 (2)	【5年8月】 保存期間中の地区区民館利用申請書を他の廃棄文書とともに誤廃棄	文書の管理体制が不十分であったため	地域振興課
14		【6年3月】 （委託事業者）児童のアレルギー情報が記載された調理室手配表を誤廃棄	同上	保健給食課
15	その他 (3)	【5年7月】 （委託事業者）園児の個人情報が記載された職員会議資料を園外に持ち出した際、盗難に遭い紛失（79名分）	同上	保育計画調整課
16		【5年10月】 （委託事業者）イベント申込者にリマインドメールを送信する際に、専用アプリの設定ミスにより、他の申込者の受付情報を送信（4名分）	アプリの動作確認が不十分であったため	都市農業課
17		【5年12月】 学童クラブ入会申請の受付時に聞き取った情報を、後日、本人と誤認した別人に伝える（1名分）	本人確認が不十分であったため	子育て支援課